

# JIS

## 船用電気設備—第 302 部： 低圧配電盤及び制御盤

JIS F 8065 : 2003  
(IEC 60092-302 : 1997)

平成 15 年 12 月 17 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	岡 實	財団法人日本海事協会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	立石 学	運輸施設整備事業団
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	山下 暁	社団法人日本船用工業会
	渡邊 勝世	日本小型船舶検査機構
	丸山 研一	国土交通省
	伊藤 茂	国土交通省
	桐 明公男	社団法人日本造船工業会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 61.12.15 改正：平成 15.12.17

官 報 公 示：

原案作成協力者：財団法人日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 杉浦 賢)

(〒110-0005 東京都台東区上野 7 丁目 12-14 住友不動産上野ビル TEL 03-5806-2851)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 有川 彰一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者、国土交通省海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 E-mail: qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX: 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS F 8065** : 1996 は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、日本工業規格を国際規格に整合させるため、**IEC 60092-302** : 1997, Electrical installations in ships—Part 302 : Low-voltage switchgear and controlgear assemblies を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS F 8065** には、次に示す附属書がある。

附属書 AA (参考) 索引

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 一般 .....	1
1.1 適用範囲 .....	1
1.2 引用規格 .....	2
2. 定義 .....	2
2.1 一般 .....	2
5. 低圧盤類に必要な情報 .....	3
5.1 銘板 .....	3
5.2 表示 .....	3
5.3 据付, 操作及び保守説明書 .....	3
6. 運転条件 .....	3
6.101 環境条件 .....	3
7. 設計及び構造 .....	3
7.1 機械設計 .....	3
7.4 感電保護 .....	4
7.5 短絡保護及び短絡強度 .....	5
7.6 低圧盤類内に装備された開閉装置及びその部品 .....	5
7.7 隔壁又は仕切りによる低圧盤類の内部分離 .....	6
7.8 低圧盤類内の電気接続: 母線及び絶縁導体 .....	6
8. 試験の仕様 .....	7
8.3 通常試験 (Routine test) .....	7
附属書 AA (参考) 索引 .....	10
解 説 .....	21

## 船用電気設備—第 302 部：低圧配電盤及び制御盤

Electrical installations in ships—Part 302 :  
Low-voltage switchgear and controlgear assemblies

序文 この規格は、1997年に第4版として発行された IEC 60092-302 : 1997, Electrical installations in ships—Part 302 : Low-voltage switchgear and controlgear assemblies を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある部分は、原国際規格にはない部分である。

この規格は、IEC 60439-1 と関係付けて読まなければならない。

この IEC 60092 の箇条番号は、IEC 60439-1 のそれらに対応している。今回、この規格で追加又は置き換えられた規格部分は、IEC 60439-1 の対応する規格文章を採用しなければならない。IEC 60092 の規格文章が欠如している部分は、該当する IEC 60439-1 の箇条を適用しなければならない。

IEC 60439-1 の文章に追加された補足箇条、図及び表は、101 からの番号付けがなされている。追加の附属書には、A A, B B 等の記号が付与されている。

附属書 A A (この規格と IEC 60439-1 との各箇条の対応を示した索引である) は、情報だけのためのものである。

この IEC 60092 は、現在採用されている優れた実行手段を極力取り入れ、また、現行規則類との調和をできるだけ図りながら、航洋船の電気設備に関する国際規格の一系列を構成している。

これらの規格は、SOLAS (海上人命安全条約及び 1978 年議定書) の要求に対する具体的な解釈及び補充を行っている規定であり、将来制定される可能性がある規則類に対する指針でもある。

また、船主、造船所及びその他関係機関が採用する実行手段に対する手引きとなるものである。

## 1. 一般

1.1 適用範囲 置き換え この規格は、IEC 60439-1 を船用電気設備に適用する場合の補足として、定格電圧が交流 1 000 V 以下、定格周波数 60 Hz 以下、又は直流 1 500 V 以下の低電圧の配電盤及び制御盤 [型式承認されたもの (TTA)、部分的に型式承認されたもの (PTTA) 及び型式承認されないもの (NTTA)] に適用する。

備考1. この規格では、低圧盤類という用語は、低圧配電盤及び制御盤のことをいう。

この規格は、より高い周波数で使用する制御及び／又は動力装置に対応する低圧盤類にも適用する。

この場合、適切な追加要求が適用される。

次に示される箇条に規定されない限り、すべての低圧盤類及びその部品は、IEC 60439-1 に従う。

疑義が生じた場合、IEC 60092 を、IEC 60439-1 に優先させなければならない。

備考2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD